

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

善通寺市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県善通寺市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法及び市税条例に基づき、賦課期日である1月1日現在で善通寺市に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対して個人住民税を課税し、徴収するため、以下の事務を行う。 なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。</p> <p>①課税に係る1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥特別徴収義務者、年金保険者へ特別徴収税額を通知 ⑦普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑧当初税額確定後の異動情報の内容から更正し、納税義務者へ通知</p>
③システムの名称	<p>1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN(課税支援システム) 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. MICJET番号連携サーバー 6. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)個人住民税情報ファイル (2)住民税課税支援情報ファイル (3)電子申告ファイル (4)年金特徴ファイル (5)国税連携ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第25号) ・第9条第1項 別表第1の16の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)</p> <p>・第19条第8号 (別表第2における情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>: 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第25条, 第28条, 第31条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第40条, 第43条, 第44条, 第47条, 第49条, 第50条, 第51条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) : 第1欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの (27の項)</p> <p>: 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (第20条第1号, 第2号, 第3号, 第4号)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	善通寺市 市民生活部 税務課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6305
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	善通寺市 市民生活部 税務課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6305

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

